

第 2 期 第 7 回
高圧ガス規格委員会
議事録(案)

1 日 時：平成 22 年 11 月 2 日(火) 14:00～16:30

2 場 所：高圧ガス保安協会 第 2・3 会議室

3 出席者：(敬称略・順不同)

委員長：木村

委員：大谷、土橋、堀口、三宅_(淳)、駒田、渡辺、金重、佐々木(春山委員代理)、
高田、小峰、三宅_(博)、萩原、小澤、平位、志賀、土屋、佐藤、山崎_(俊)

K H K : 荒井、松木、須知、長沼、宮下

4 配布資料

資料 51 第 2 期 第 6 回 高圧ガス規格委員会議事録(案)

資料 52 KHKS 0850 保安検査基準改正案に対するコメント一覧及びその対応等について

資料 53-1 KHKS 0850-1 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係)

資料 53-2 KHKS 0850-2 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係)

資料 53-3 KHKS 0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)

資料 53-4 KHKS 0850-5 保安検査基準(天然ガススタンド関係)

資料 53-5 KHKS 0850-6 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)

資料 53-6 KHK/KLK S 0850-7 保安検査基準(LNG 受入基地関係)

資料 54-1 KHKS 1850-3 定期自主検査指針(コンビナート等保安規則関係)

資料 54-2 KHK/KLK S 1850-7 定期自主検査指針(LNG 受入基地関係)

参考資料 KHKS 0850(1850)

保安検査基準(定期自主検査指針)の改正(主要なもの)について

5 挨拶等

新任の金重委員並びに倉田委員が退任した旨紹介があった後、三宅_(淳)委員が遅れて出席する旨、連絡があった。

その後、開催に当たり、協会荒井理事より挨拶があった。

6 議事概要

6.1 議題(1) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料 51 について、事前に各委員に送付済みである旨及び事前送付・確認の結果、内容に関わるものではないが、表現の修正を一部行った旨の説明があった。その後、資料 51 を正式な議事録とすることについて挙手による採決が行われ、出席者 18 名中 18 名全員（採決の際は、三宅_(淳)委員が不在であったため 18 名で実施）の賛成により可決となった。

6.2 議題(2) 断熱に関する基準 KHKS 0802 の廃止について報告

事務局から断熱に関する基準 KHKS 0802 の廃止の報告について説明があった。

その後、以下の意見があった。

未だ、全国大会での出版物案内及び KHKHP の出版物の項目に、断熱に関する基準が記されているので、廃止しているのであれば、項目から削除すべきである。

対応する。

6.3 議題(3) 保安検査基準・定期自主検査指針 KHKS 0850・1850 の見直しについて

事務局から資料 52 及び 53-3 について説明があった後、以下の意見交換等があった。

A.2 のフレキシブルチューブに使用される常用の圧力を 25MPa とすると液化石油ガスで考えると非現実的である。

省令上では、液化石油ガスの限界圧力は(1.8～2 MPa 程度)であり、上記圧力以上にはならない。よって、液化石油ガスについては 2.1～2.5MPa の圧力範囲が妥当ではないか。

技術的根拠はないが、2.5 MPa(案)で再検討する。

A.3.1 a) の JLPAGA-S-02 の後に(平成 22 年 7 月)を追記してはどうか。

追記する。

A.3.2 の文章で、又はと明記されているが、特殊高圧ガスはこの付属書で適用されるのか。

この付属書では適用されない。

A.3.2 特殊高圧ガス（モノシラン）は通常、不純物が混入しないよう管理されており、腐食性もないガスなのでは。

高圧ガスの中では、非常に危険性の高いガスということを配慮して記した。

A.4 において、製造許可及び完成検査と記載してあるが、現実問題、行政としては、a) 及び b) の事項を詳しく確認している訳でなく、一般的には、申請書の確認及び例示基準で示されている材質を使用しているかを確認することとしており、本文のように明確に記されると、対応が非常に難しくなる。

事務局側で再度整理し、場合によっては各委員の意見を伺う。

参考資料 4.3 の METI 審査小委員会で指摘された 3 事項についてはどう対応しているのか。

まず、圧力と流量について、圧力については、付属書 A A.2 に圧力制限を設けることで対応し、流量については、圧力制限をすれば、流量の記載は無くても良いと判断したため、対応していない。

また、疲労を考慮した検査方法については、4.3.3 3)C)の通り設置状況について記載することで対応し、フレキ以外の設備と比較して問題がないことを示す件については、同じく 4.3.3 3)C)に明記することで対応できるとした。

KHKS0850-6 (液化石油ガススタンド関係) 4.3.2.3 のフルジャケット構造二重管式熱交換器の内管部について明記しているが、液化石油ガス充てん所等の事業所での例として適切なのか委員の方々に意見を伺いたい。

4.3.2.3 の主旨は残すこととして、原案のままで良いと考える。

参考資料 5.1.1、5.1.2 の温度計、圧力計について、通常、液化石油ガススタンドでは、温度計はないのではないかと。

訂正する。

以上、本日の議論を含め、再度、保安検査基準・定期自主検査指針 KHKS 0850・1850 を見直し、15 日以上で調整し、書面投票を行い、大きな問題がなければ平成 23 年 1 月にパブリックコメントを実施したい旨の連絡があった。

なお、意見募集等についての案内は事務局より改めて各委員にお知らせすることとした。

7 その他

次回開催予定は平成 23 年 2 月又は 3 月頃を予定している。

以上